

転学奨学金継続願

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

下記のとおり転学しましたので、引続き奨学金給付の継続をお願いします。

提出日	西暦	年	月	日
生年月日	西暦	年	月	日 (満 歳)
フリガナ				
氏名 (自署)				

奨学生番号 (給付奨学金)	5	0							
---------------	---	---	--	--	--	--	--	--	--

※貸与奨学金の異動は、別途、願出の作成が必要です。

学校, 学部・課程, 学科, 標準修業年限					学年・卒業予定期	転学年月日
転出校	学校名	学部・課程	学科	標準修業年限	第 年次	(西暦) 20 年 月 日 まで在籍
					(西暦) 20 年 月	
転入 (編入) 校	学校名	学部・課程	学科	標準修業年限	第 年次	(西暦) 20 年 月 日 より在籍
					(西暦) 20 年 月	
学籍番号		全定通コード 該当を <input checked="" type="checkbox"/> で選択	<input type="checkbox"/> 昼 <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 昼夜開講	学部コード (学校記入)		

通学形態変更にかかる書類 (給付様式2-1または様式35) を同時に提出する・提出しない (注8参照)

提出しない

提出する ⇒ 通学形態変更にかかる書類 (給付様式2-1または様式35) を本紙にホチキス留めして提出

- (注) 1. 太枠線内及び必要事項は正確にもれなく記入し、学校に提出してください。
2. 転学前に在籍する学部 (科) における正規の課程を修了 (卒業又は最終学年を修了) した場合は、支援対象とはなりません。また、前の大学等に在籍しなくなった日から転学した日までの間に1年以上経過している場合も、支援対象とはなりません。
3. 本紙の提出期限は、学校に確認してください。
4. 転学後の給付期間は、転学後に在籍する学部・学科の正規の修業年限を満了するために必要な期間となります。ただし、転学前の支援期間と合算して72か月が上限です (在籍期間中に「停止」していた期間も支援期間に含まれます)。
5. 奨学金振込口座を変更する場合は、別途「奨学金振込口座変更届」を本紙にホチキス留めしてください。
6. 「給付奨学金継続願」の提出 (入力) 対象者が転学する場合も、スカラPSを通じた「給付奨学金継続願」の提出 (入力) が必要です。
7. 本紙の提出後に追って生計維持者情報及び資産情報の報告 (紙提出用) が必要となる場合があります。詳細は学校に確認してください。
8. 通学形態が変更となり在籍報告にてその届出 (入力) をしていない場合は、通学形態変更にかかる書類 (給付様式2-1または様式35) を本紙にホチキス留めして提出してください。

■ 転出校記入欄 (該当を で選択)

通学形態	<input type="checkbox"/> 自宅外通学 <input type="checkbox"/> 自宅通学
学力基準	<input type="checkbox"/> 廃止に該当していない (直近の適格認定 (学業))
誓約書提出	<input type="checkbox"/> 誓約書機構提出済み

■ 転入校記入欄 (該当を で選択)

通学形態	<input type="checkbox"/> 自宅外通学 (注8参照) <input type="checkbox"/> 自宅通学
単位の引継ぎ	<input type="checkbox"/> 引継ぎあり ※ 単位の引継ぎがない場合は、支援対象外
確認大学等	<input type="checkbox"/> 確認大学等に該当

上記のとおり、本学から転出したことを証明します。

(転出校の証明) 20 年 月 日

学校名

学校長

電話番号 (担当者名)	学校番号	区分
- - ()	∴ ∴ ∴ ∴ ∴ ∴ ∴ ∴	∴ ∴ ∴ ∴

上記のとおり、本学に転入したことを証明し、願出は適当と認めます。

(転入校の証明) 20 年 月 日

学校名

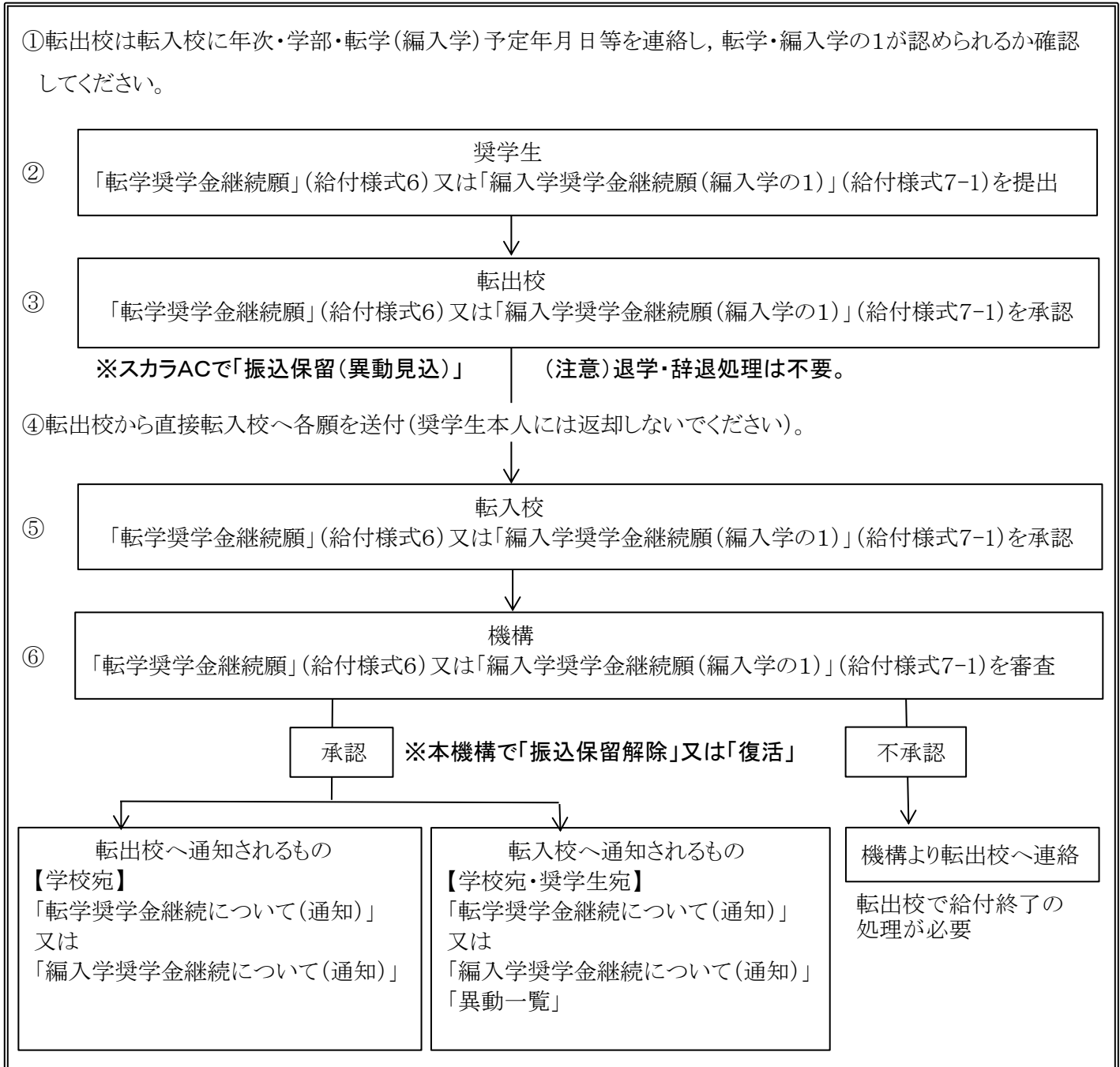
学校長

電話番号 (担当者名)	学校番号	区分
- - ()	∴ ∴ ∴ ∴ ∴ ∴ ∴ ∴	∴ ∴ ∴ ∴

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

転学奨学金継続願・編入学奨学金継続願(編入学の1)について

転出校及び転入校が「転学奨学金継続願」又は「編入学奨学金継続願(編入学の1)」を認める必要があります。



【給付奨学金の給付期間】

転学・編入学後の給付期間は、転学・編入学後に在籍する学部・学科の正規の修業年限を満了するために必要な期間となります。ただし、転学・編入学前の支援期間と合算して72か月が上限です。在籍期間中に「停止」していた期間も支援期間に含まれます。